

2018年12月

大学の再編にかかる法改正の動向等【速報】

前号(vol.6)においては、私立大学における民事再生手続特有の論点についてご紹介しました。

ところで、大阪府議会は、2018年12月19日、大阪府立大学と大阪市立大学を統合し2022年度に新大学の開設を目標とする議案を可決し、同様の議案は、大阪市議会においても、今月12日に可決されました。これによって、2019年4月に法人は合併し新たに「公立大学法人大阪」が誕生し、一法人の下、大阪府立大学と大阪市立大学という複数の大学が設置され、いずれ両大学は統合することが予定されています。このように現に大学の再編は進んでいるところ、国立大学に関しても、今月4日に、国立大学の一法人複数大学制度等に関する調査検討会議が中間まとめ(素案)を公表しました。そこで、本号では、国立大学の再編にかかる法改正の動向等について、その概要を速報としてご紹介させていただきます。

国立大学の一法人複数大学制度等に関する調査検討会議による中間まとめの公表

文部科学省により今年の9月に設置された「国立大学の一法人複数大学制度等に関する調査検討会議」は、今月4日、中間まとめ(素案)(以下、「素案」と略記します。)を公表しました<sup>1)</sup>。

同会議では、一法人複数大学の意義・必要性、一法人複数大学の基本設計の在り方、一法人複数大学制度のメリットの一法人一大学への応用が検討されました。

素案では、上記の議論を踏まえ、改めて、一法人複数大学の意義や必要性を指摘したうえで、一法人複数大学の基本設計について、以下のとおり、議論を整理し、提言するとともに、追加での議論が必要な論点について言及しています。

1 法人の長と大学の長の役割分担

素案では、現行の国立大学法人法上は、法人の長と大学

の長の一致を原則とされているところ(同法第11条1項)、一法人複数大学制度においては、その経営力の強化に資するためにも、法人の判断により、法人の長と大学の長の役割の分担を可能とすべきと提言されています(なお、法人の判断で法人の長と大学の長を同一の者とする形態も選択可能とされています。)。そして、法人内でどのように意思決定がなされるべきかについては今後の論点として指摘されています(素案【論点①】)。

また、素案では、法人の長の役割と大学の長の役割を以下のとおり、整理しています。

(法人の長の役割)

- ・法人全体に対して監督責任を負うのみならず、経営の失敗や法人の諸問題についての責任を負う。
- ・法人経営の責任者として、法人の人材・資源・予算を掌握し、そのリーダーシップのもと組織のガバナンスを維持し、法人の目標や業務の成果の最大化を任務とする。そのため、法人の長は、大学の長よりも上位に置かれるべき。
- ・法人の長がその権限を法人内でどのように委譲するかは内部統治の問題ではあるが、法人の長と学長の意見が分かれ法人内が対立することのないような仕組みをとるべき。
- ・経営に長けた者であることが望ましいが、経営と教育研究は連動しており、教育研究に一定程度の理解を有する必要がある。

(大学の長の役割)

- ・法人全体の経営方針に従いつつ、大学の自主的な運営・創意工夫のもと教育研究を行う一定程度の裁量や権限を有すると同時に、法人の長に対して責任を負う仕組みとする必要がある。

2 法人の長と大学の長の任命手続

法人の長の任命は、個々の国立大学法人が法律により設置されていることや国立大学の設置・運営する使命を踏まえ、経営と教育研究の両方の観点から選考された者について、法人の申し出に基づいて文部科学大臣が任命すべきと提言されています。現行法上、学長の任命は、国立大学法人の申

【監修・執筆(弁護士)】

- 中森 巨 ([wnakamori@kitahama.or.jp](mailto:wakamori@kitahama.or.jp))
- 堀野桂子 ([khorino@kitahama.or.jp](mailto:khoro@kitahama.or.jp))
- 孝岡裕介 ([ytakaoka@kitahama.or.jp](mailto:ytakaoka@kitahama.or.jp))
- 里 貴之 ([tsato@kitahama.or.jp](mailto:tsato@kitahama.or.jp))

◆本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本稿の内容、テキスト等の無断転載・無断引用を禁止します。

◆本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。  
北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係  
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

〔大 阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業  
〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル  
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080

〔東 京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F  
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福 岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所  
〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F  
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

出に基づいて、文部科学大臣が行うとされています(国立大学法人法第 12 条)、法人の長の任命手続は、同条を引継ぐ形となります。

大学の長の任命は、文部科学大臣の任命とすることは適切ではなく、法人の長が大学の長の任命を行うべきと提言されていますが、法律によって国立大学が設置されておりその運営に一定の責任を持つという特性から、任命に当たっての文部科学大臣の関わりについて検討が必要であると指摘されています。また、大学の長の任命権を法人の長が持つとしても、その選考は、一定程度の透明性が必要であるともされています。

そして、法人の長及び大学の長いずれの解任についても、任命権者が行うことができるようにすべきとされています。

### 3 法人における意思決定システム

素案では、法人における意思決定に関し、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の役割について、以下のように提言されています。各機関については、vol.2 をご参照ください。

#### (役員会)

- ・法人の長が最終的な意思決定を行い、その責任を負うべきであり、法人の長以外の者に拒否権を持たせることは経営上の問題を引き起こすことにつながるため、避けるべき。
- ・経営と教育研究の方向性が同じになるよう、教学を担う大学の長を法人の理事に位置づけ、役員会に参画させるなどの措置を担保する必要がある。

#### (経営協議会及び教育研究評議会)

- ・審議機関として、現行法と同様、法人に置かれることが必要。特に一法人複数大学制度では、法人全体としての目標等を念頭に置きながらその運営方針を定め、各大学が有しているブランド力や強み、個性を生かしていくことが想定される。
- ・法人全体の運営方針の審議や、法人全体の教育研究組織体制の整備、各大学の役割といった議論に参画させることが必要。
- ・経営協議会は、法人に置き、法人の長が主宰することが妥当である一方、その審議が形骸化しないように、学外者の意向を経営に反映する工夫が望まれる。
- ・教育研究評議会は、その審議事項の性質から、大学の長を主宰者として、大学ごとにその内容について議論が行われるようにすべき。

### 4 その他

以上にご紹介したほか、法人と大学の目標・計画の整合性や、評価方法についても言及されており、追加の論点として指定国立大学法人<sup>2</sup>が統合する場合の扱いとして法人全体ではなく設置大学を指定することの是非(素案【論点②】)、上記の一法人複数大学制度の基本設計のうち、法人の長と大学の長の役割分担、役員会や審議機関等の意思決定システムの在り方について、一法人一大学である国立大学法人への応

用の可否(素案【論点③】)が挙げられており、来年度末を目処に最終まとめが公表される予定となっています。

<sup>1</sup> 日経新聞では、各大学の学長に対し再編・統合についてのアンケートを実施しています(<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ038473850T01C18A2TCN000/>)。

<sup>2</sup> 文部科学大臣が世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を指定国立大学法人として指定し、支援を行う制度です。